

請 願 文 書 表

(令和6年9月13日)

<p>受理番号・受理年月日及び件名</p>	<p>請願第1号(6.9.13) 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を要請する意見書提出を求める請願</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	<p>現在、法的根拠に基づく歯科健診として、母子保健法に基づく健診、学校保健安全法に基づく健診が行われている。一方、成人期では健康増進法に基づく歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に義務付けされているのみである。</p> <p>近年、歯と口腔の健康は、心身にわたる全身の健康の保持・増進にとって極めて重要な要素であることが明らかとなっており、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の実施が必要である。</p> <p>こうした中、令和6年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024には、生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた具体的な取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨が記載されている。また、令和6年度から適用される健康増進法に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の実施計画では、歯科検診の受診者の増加が歯・口腔の健康の目標として掲げられ、過去1年間に歯科検診を受診した者の割合を令和14年度には95%にすることが指標として明記されていることから国、関係機関などへの働きかけが必要である。</p> <p>よって、国において、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記事項について措置することを強く要望する意見書を提出するよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。 2. 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に酌み取ること。 3. 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。 4. 国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。
<p>請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市中央区 神戸市歯科医師連盟 会長 百瀬深志</p>
<p>紹 介 議 員 の 氏 名</p>	<p>平井真千子</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>福祉環境委員会</p>

令和6年8月23日

神戸市会議長
坊 やすなが 様

神戸市中央区

神戸市歯科医師連盟
会長 百瀬 深志
Tel

紹介議員 平井 真千子

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書の提出を求める請願

【請願の趣旨】

神戸市では市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むとともに、誰もが生涯にわたって切れ目なく必要な歯科保健医療を受けることができる環境を整備するため、市及び保健、医療、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図りながら、歯科口腔保健に関する取組を更に推進していくことを目的として、神戸市歯科口腔保健推進条例を平成28年に制定している。

条例では市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診(健康診査及び健康診断を含む。)を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めることとされている。また事業者は、その雇用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、当該労働者が定期的に歯科検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めることとされている。そして、市は障害者、介護が必要な高齢者その他の歯科口腔保健に特別の配慮を要する者の歯科保健医療体制の確保及び定期的な歯科検診の実施に関する施策を実施すると定められている。

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、母子保健法に基づく健診、学校保健安全法に基づく健診が行われ、該当年齢の国民は歯科健診を受診している。一方、成人期では健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に義務付けされているのみである。

近年、歯と口腔の健康は、心身にわたる全身の健康の保持・増進にとって極め

て重要な要素であることが明らかとなっており、健康寿命の延伸や QOL の向上のためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の実施が必要である。人生 100 年時代を迎える中において口腔ケアは健康寿命延伸の重要な鍵であり、過剰な医療費の抑制という点からも、ライフステージに応じて継続的に歯科健診の実施が必要である。

こうした中、国において令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」には、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた具体的な取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されている。また、令和 6 年度から適用される健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本 21（第 3 次）」の実施計画では、「歯周病を有する者の減少」、「よく噛んで食べることのできる者の増加」とともに「歯科検診の受診者の増加」が「歯・口腔の健康」の目標として掲げられ、「過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合」を令和 14 年度には 95%にすることが指標として明記されていることから、国、関係機関などへの働きかけが必要である。

以上の理由から、以下の事項についてお願いいたします。

【お願い事項】

国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の事項につき措置されるよう強く要望する意見書の提出をお願いいたします。

- 1 早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に酌み取ること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。